

全員協議会

日時: 2025-03-03 15:30 場所: 全員協議会室 参加者: 議員 12 名

政務活動費の導入・運用に関する議論を実施。政務活動費導入の目的、適用範囲、予算額(月額 3 万円案)、申請・報告手続き、領収書管理、町民への説明・透明性確保、他自治体との比較、町民意見の集約方法、今後のスケジュールや広報手段などを詳細に検討した。特に本町特有の交通費負担や町民理解の促進、説明責任の徹底が重要な論点となった。

Q&A

1. 政務活動費の導入目的と適用範囲は何か？

- 政務活動費は、議員の調査・研究・その他活動に必要な経費の一部を交付するもので、視察研修、資料購入、広報活動などに使用される。従来の費用弁償では賄えなかった調査研究活動や議員活動を対象とする。適用範囲は調査研究費、研修費、広報公聴費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費人件費など。

2. 政務活動費導入のメリットとデメリットは何か？

- メリット: 調査研究や情報収集の強化、住民とのコミュニケーション充実、研修・勉強会参加機会拡大による専門知識向上、広報活動強化、政策提言や議会活動の充実、透明性確保による信頼向上、議員報酬との差別化、報酬からの持ち出し抑制。
- デメリット: 住民からの不信感が生じやすい。対策として収支報告書・視察研修報告書の提出義務化とホームページでの公表を行う。使途基準の曖昧さは手引書を作成し統一化を図る。事務局の負担増。議員個人の説明責任で対応。

3. 政務活動費の予算(月額 3 万円)は妥当か？

- 県内 12 市町村の最高額は 3 万円(金武町)、最低は 5000 円(与那原)、平均は 13,300 円。石垣市議会(定数 22 名)は 2 万 5 千円で運用。物価高騰や離島特有の交通費負担、2 回の研修で活動費がなくなる等の意見があった。竹富町は石垣市よりも船舶での移動が伴い、前入りや後泊を強いられる。

4. 政務活動費の申請・報告手続きや領収書管理のルールは？

- 申請方法、請求手続き、返還義務、実施報告の期限を条例に明記。研修・視察時は報告書提出を義務化し、収支報告書とともにホームページで公開。領収書は原本提出、写しは帳簿と一緒に控え、全ての支出を会計帳簿に記載。領収書写しは 5 年間保存義務。監査の実施も念頭に、領収書と報告書の整合性を常に確認。

5. 町民への理解促進や透明性確保のための対応は？

- 収支報告書・視察研修報告書の提出義務化とホームページでの公表を行い、町民への透明性を確保。不信感を生じさせないように努める。

6. そもそも政務活動費とは何か、議員報酬との違いは何か？

- 政務活動費は議員が政策調査や研究、視察、資料購入等の活動に必要な経費をカバーするために支給される。議員報酬は職務に対する対価であり、個人の生活費や家族のための費用に充てる。一方、政務活動費は個人的な用途には使えず、条例に基づき厳しく管理され、収支報告書の提出が義務付けられている。

7. 政務活動費の透明性はどのように担保されるか？

- 条例に基づき厳格に管理し、収支報告書の提出が義務。監査対象となり、町民も確認可能。収支報告書は議会ホームページでも閲覧できるよう進める。

8. 条例案の主な内容と金額設定は？

- 条例案では政務活動費はあくまで予算額とし、月額 3 万円。前期分は 4 月 20 日まで、後期分は 10 月 20 日までに交付。未使用分は返還義務。収支報告書は年度終了日の翌日から 30 日以内に議長へ提出。閲覧請求も可能。令和 7 年 4 月 1 日施行予定。

10. 町民への説明や意見聴取の方法は？

- 導入前にしっかり説明し、パブリックコメントやアンケート調査を実施すべき。公式 LINE や広報誌、号外などで説明文を発信し、意見を募るべきでは。できるだけ丁寧な説明が必要。導入時を 6 月、又は 9 月以降にすべき。

11. 閲覧の定義や方法は？

- 議会に来て閲覧できるほか、ホームページでも収支報告書を閲覧可能。

12. 他自治体との金額比較や背景説明の必要性は？

- 石垣市は 2 万 5 千円、与那原町は 5 千円、平均 1 万 3 千円程度。竹富町は地理的条件や離島であることから報酬が高めに設定されているが、背景を丁寧に説明する必要がある。

13. 町民の賛否や意見集約の基準・方法は？

- 過半数の賛成が望ましいが、7 割 8 割反対なら導入見送りの検討も必要では。意見は公式 LINE や広報誌で集める方法はどうか。

14. 今後のスケジュールや広報手段は？

- 広報誌は 5 月発行予定、公式 LINE なら 4～6 月にも対応可能。説明期間を 3 か月設ける案や、パブリックコメントを 1 週間で実施する案も出たが、短期間では不十分。

15. 町民からの意見への対応や説明責任は？

- 意見を参考にするだけでなく、頂戴した意見には議員がきちんと返答する必要がある。議員個々に説明責任を果たすことが重要。

16. 政務活動費の支給方法や金額設定についての疑問・課題

- 政務活動費は給料ではなく経費として支給されるものである。
- 一旦支給されるが、使わなかった分は返還する必要がある。
- 全員一律支給ではなく、申請した議員のみ支給される。
- 上限が設定されている。
- 月 3 万円、金額も公表予定。

17. 町民への説明・周知方法と意見聴取の必要性

- 町民が納得できるように公表し、説明責任を果たす必要がある。
- 使わなかった分は返還する旨を明記することで、町民の理解を得やすくなる。
- 説明資料は議員全員が作成し、町民に説明できるようにする。
- 周知方法としては公式 LINE や公民館役員会など様々な場面で周知を図る。
- 意見を求めるとは重要でまず、は意見募集を優先する。

18. 今後のスケジュール・進め方(議会・委員会・アンケート等)

- 6 月議会、9 月議会に向けて上程を目指す。
- 公式 LINE でアンケートを実施し、1 か月程度で意見を集める。
- 引続き委員会での話し合いを経て、全員協議会で最終的な方針を決定する。

19. 議員・委員会内での理解促進と説明責任

- 委員が個別に調査・準備を進めてきた経緯があり、全員で協力して説明資料を作成する。
- 町民からの質問に対しても、議員全員が説明できる体制を整える。